

【ディエン特別報告者への共同公開書簡】

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪
および関連する不寛容に関する特別報告者
ドウドゥ・ディエンさま

「日本への公式訪問」報告書について

私たち、日本の被差別マイノリティ当事者団体ならびに人種差別・人種主義・外国人嫌悪・植民地主義などの問題を懸念する NGO は、「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者」による、日本公式訪問を受けた報告書（E/CN.4/2006/16/Add.2）の提出を心から歓迎いたします。私たちはまた、多くの具体的な勧告を提示されたことについて特別報告者に感謝し、それらの勧告を強く支持いたします。

報告書の提出を受け、私たちはまず、報告書を宣伝・普及することが大切だと考え、早急に日本語訳を作成しました。その後、日本語訳を広く紹介することを通じて、多くのマイノリティ当事者団体・個人や、さまざまな課題に取り組む日本の NGO、マスメディア、知識人に対し、報告書を丁寧に読み、特別報告者が明らかにした社会的および歴史的見解ならびに勧告を支持する世論をつくるために私たちに力を貸して下さるよう、呼びかけています。

私たちはまた、日本政府のさまざまな関連部局が報告書の諸勧告を受け入れ、市民社会と協力してそれらを完全に履行するよう、日本の国会議員や報道機関、市民社会に対し力を結集するよう呼びかけています。また、日本政府に対しては、現在準備している人種差別撤廃条約第3・4回政府報告において報告書の内容を十分に考慮することを含め、報告書の勧告を履行するよう求めています。

以下に署名した諸団体一同は、特別報告者による報告書の包括的な取りまとめ手法に感謝の意を表明します。なぜなら、報告書が、人種差別撤廃条約の各条項に基づいてさまざまな種類の人権侵害を列挙する法的アプローチだけでなく、人種主義・人種差別・外国人嫌悪などの根本原因を考慮し、社会的および歴史的な文脈を捉えた取りまとめ手法をとっているからです。それは、日本におけるマイノリティの「周縁化」と「不可視化」の歴史を踏まえ、その結果としての現在の差別状況を描写しています。日本社会には、被差別部落出身者やアイヌ民族、沖縄の人びと、朝鮮半島・中国など日本の旧植民地出身者とその子孫、その他のアジア諸国および世界各地からやってきた外国人・移住労働者などの「見えなくされてきた人びと」「存在をきちんと知らされてこなかった人びと」が確かに存在し、そのことを社会的・歴史的背景を含めて認識し、適切な方策を講じることなしに、多文化共生社会の構築は不可能であるということは、まさしく、私たちが長年訴え続けてきた主張の本質です。私たちは、そのことが正面から指摘されたという事実には非常に重みがあると考えています。報告書が採用している社会的ならびに歴史的な文脈を捉えた取りまとめ手法は、私たちによってだけでなく、日本の市民社会全体ならびに政策責任主体によっても尊重されなければならないと考えます。

このように私たちは、報告書の意義と価値を最大限に認め、それを普及し勧告された事項が履行

されるようあらゆる手段を尽くす所存であります。しかしながら同時に、報告書の第 4 章「E 方法論」(第 13 段落)から読み取れる物理的・時間的制約や、おそらくその他のさまざまな制約ゆえに、報告書に盛り込まれなかった問題が存在することを、可能な範囲で指摘させて頂き、それを特別報告者と共有できればと思います。この指摘を行なうのは、報告書が不十分であると指摘するためでは毛頭なく、そうすることによって報告書の価値と豊かな内容を補強できると考えるからです。

歴史的および社会的文脈 国民国家の形成と植民地主義

私たちは、報告書の価値をもっとも包括的に表現している部分のひとつとして、第 4 章「B 歴史的および社会的文脈」(第 5~8 段落)を歓迎します。同項は、日本国民国家の形成と植民地主義によるマイノリティの周縁化の歴史を明らかにしているからです。同項の第 8 段落には「過去の植民地支配」というタイトルが付されていますが、私たちは、特別報告者がむしろ、この段落にとどまらず第 4 章 B 項全体を通じて、植民地支配の歴史を記述する意図をお持ちであると積極的に評価しています。その意図は、第 4~7 段落が、アイヌ民族や沖縄の人びとへの植民地主義的政策や、社会的および職業的所属に基づくカースト類似の身分制度の確立による民衆支配に触れていることから感じられます。また、第 4 段落でアイヌ民族が先住民族として記述されていることは、アイヌ民族が過去の植民地支配の対象であったことを意味すると認識します。沖縄の人びとについても、第 4 章 B 項全体についての上記の認識、また第 6 段落における、独自の言語や伝統的慣習、信仰、生活様式が植民地主義・同化主義的政策の対象となったとの記述を踏まえると、日本国家による植民地支配の対象となった民族、あるいは先住の地を征服された先住民族であるという理解も共有されるのではないかと考えます。

その認識と同時に私たちは、第 4 章 B 項に、植民地支配の対象として中国(台湾を含む)の人びとが、また、植民地主義の延長としての新自由主義的グローバル化と「反テロ戦争」によって周縁化された存在として移住労働者・外国人についての記述が盛り込まれれば、なおよかったと考えています。同様に、今日の状況を考える上では、日本の棄民政策により取り残された「中国残留孤児・婦人とその家族」、あるいは 1990 年の出入国管理及び難民認定法改正以後の「日系就労渡日」者と「日本人との結婚渡日」者といった人びとが、基本的には在日コリアン 1 世と同じように差別と排外・同化と抑圧の中での生活を強いられていること、また、日本政府が難民の受け入れに非常に消極的であることについても認識して頂きたいと思います。しかしながら私たちは、報告書の要旨や第 IV 章「特別報告者による分析と評価」の冒頭第 69 段落において、人種差別と外国人嫌悪の影響を受けている集団として、中国(台湾を含む)の出身者や移住労働者・外国人が明確に位置づけられていることから、「人種差別等の公的認知と被差別集団の実態調査、政府の政治的意志の表明」を勧告する第 74 段落や、「歴史教科書の見直し」を勧告している第 82 段落が、当然に中国(台湾を含む)の人びとや移住労働者・外国人をも想定するものと理解しています。

アイヌ民族・沖縄の人びと

私たちは、特別報告者が、多くの段落を割いてアイヌ民族に関して記述されたことを、心強く感じております。しかし同時に、北海道外に居住するアイヌ民族の社会的・経済的実態や差別の状況についても明らかにすることができれば、それらの段落の意義と価値はより高まったであろう

うと確信しております。多くのアイヌ民族は、第2次世界大戦後、差別から逃れるため、または仕事を求めて伝統的な土地を離れ、北海道外で暮らしているのです。しかしながら、報告書が参照しているアイヌ民族に関する統計が、すべて北海道庁が実施した調査のみに基づいていることから明らかなように、北海道外に居住するアイヌ民族は依然としてその存在を認知されていないと言えます。私たちは、その文脈において、第74段落において勧告されている被差別集団の実態調査が、北海道外に居住するアイヌ民族も対象にして実施されることによって、この問題を克服できると信じています。

また、私たちは、第45段落における一部の記述と違って、北海道旧土人保護法によるアイヌ民族の同化政策は転農に限られたものではなかったと認識しています。しかしながら私たちは、同段落は、アイヌ民族の状況に関する非常に重要な段落の1つであると認識しています。なぜなら、同段落はその枠組みにおいて、日本政府が北海道旧土人保護法という法的根拠に基づいて植民地主義的・同化主義的政策を強力に推し進めた事実や、同法が廃止された今日においてもなお、アイヌ民族には鮭や鹿を始めとする天然資源の使用・管理のみならず、伝統的領土の使用・管理の権利が認められていないという重要な事実を指摘しようとしているからです。私たちは、その文脈において、「アイヌ民族に対する先住民族としての権利の保障」を勧告する第85段落は決定的に重要であり、その包括的な意味合いを考慮すると、第45段落の持つ意図はよりいっそう明確になると考えます。私たちはまた、その歴史を十分に考慮した時、この勧告を沖縄の人びとをも対象に含むと解釈し適用することによって、勧告ならびに報告書の価値が高まるものと認識しております。

「反テロ戦争」と人種主義

報告書は、日本の移住労働者・外国人が直面する多くの主要な問題について記述、分析を行なっています。これらの問題は、まさに現在進行形で深刻化しており、その問題は多様化しています。

その観点から、私たちは、特別報告者が、イスラム諸国などからの移住者を含む外国人に対する差別的な監視体制や人種主義的な処遇がもたらしている問題について、報告書に具体的な記述を盛り込むことができればなお良かったと考えています。たとえば、法務省入国管理局と東京入国管理局、東京都、警視庁の合同による「不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」(2003年10月)によって、外国人の生活が脅かされ自由が制限されています。また、日本の当局は、「在日イスラム共同体」をハイリスク集団と名指しし、検挙件数だけをもってして「外国人犯罪の増加」を主張し、情報収集を目的とした別件逮捕を日常化しています。人種主義的なプロファイリングの横行の結果、アルカイダのメンバーと疑われたバングラデシュ人が誤認逮捕されるといった事例も報告されていることは、特別報告者もご承知のとおりです。

私たちは、政治的事情などにより、報告書において「反テロ戦争」がもたらす人種主義について言及することが難しかったのではないかとお察しいたします。しかし同時に私たちは、報告書が、その問題に直接言及しない形を取りつつ、その勧告内容によって問題の解決を提案していると確信しています。すなわち、私たちは、「『不法滞在者』通報制度の廃止」を勧告する第81段落や、「日本人よりも潜在的に危険であるとみなされない権利」にも言及している「外国人差別の根

絶 / 公共の場所へのアクセス保障」を勧告する第 94 段落、また、「文化を通じた外国人に対する偏見との闘い」を勧告する第 95 段落が、「反テロ戦争」がもたらす人種主義の問題に十分に対処できる内容を含んでいると認識します。しかし今後、問題がより深刻化し、上記の勧告だけでは対処できなくなる懸念を拭えません。実際、現在日本政府は、「テロの未然防止」を口実に、日本に入国する 16 歳以上の外国人すべてから指紋や顔写真などの提供を義務づけ、その情報を犯罪捜査にも利用し、また、政府が「テロリスト」容疑者と指定した人物の入国を拒否することができるよう、出入国管理法改定を準備し、外国人全体をあたかも「犯罪予備軍」、「テロリスト」容疑者のように扱う政策を強化しようとしているのです。したがって私たちは、「反テロ戦争」に関連する日本政府の政策による人種主義の問題と闘う私たちの努力について、特別報告者に、引き続きの支援をお願いするものです。

外国籍の子どもたちの教育

私たちはまた、報告書が、朝鮮学校に焦点を当てることを通じて、外国籍の子どもたちの教育の問題を取り上げられたことを歓迎する一方で、その他の外国籍の子どもたちの教育についても、同様に深刻な問題が存在することをあらためてお知らせしたいと考えます。

朝鮮学校と同様に、外国人学校・民族学校は日本の学校と比べて制度的に差別されており、正規の学校として認められていません。外国籍の子どもたちは、自らのルーツに関わる民族の言葉を学ぶ権利を保障されていないのです。そのため、民族的アイデンティティを確立することができず、個人の尊厳が傷つけられているのです。

私たちは、この問題に対処するためには、「朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止」を勧告している第 89 段落の本質が、処遇に関する朝鮮学校と他の外国人学校の違い（国立大学受験資格の有無など）あるいは一部の欧米系インターナショナルスクールと他の外国人学校の違い（寄付金が税制上優遇措置の対象か否かなど）のみを指摘するにとどまらず、日本の学校と比較した場合の差別的処遇（学校教育法 1 条と同等の扱いを受けていないため、卒業資格および国からの助成金がないことなど）の実態を踏まえたものであるということが、日本政府に理解される必要がある、と信じています。日本政府がその認識に立ってこの勧告を履行することで相当な改善は可能であろうと認識しているので、その意味において、私たちは、第 89 段落の勧告を評価しております。

また、他方、政府が「外国籍の子どもたちには教育を受ける権利がない」との見解にたっているため、外国籍の子どもたちは希望すれば日本の学校に入れるものの、そこでは、十分な日本語教育を受ける権利や、民族の言葉を学ぶ権利を保障されていないばかりでなく、相変わらずの同化教育がまかり通っているという現状があります。その結果、多くの子どもたちが学校の授業についていけず、自らのアイデンティティを豊かにはくむ機会も得られないため、教育から事実上排除されているという実態があります。そんななか、ニューカマーの子どもたちの不就学が深刻な問題となってきています。

それから、現在日本には在留資格を持たないで滞在し続けている子どもたちが数千人います。大まかに言えば、中国帰国者の呼び寄せ家族「継子」「養子」、日本人もしくは永住者の配偶者の

「継子」、超過滞在者の子ども、難民申請者の子どもという4つのカテゴリーがあるわけですが、これらの子どもたちに対する学習権の保障は大きな課題です。進路の問題については、人種差別撤廃委員会日本報告書審査を経た勧告などにより、文部科学省などの取り組みはあるものの、まだ不十分です。たとえば、高校入試における特別枠は17都道府県で設けられていますが、それにより高校進学者が増加しているわけではなく、高校側の受け入れ態勢も不十分というのが現状です。

こうした問題点については、私たちも、特別報告者への情報の提供を継続して参りたいと存じます。

外国人の地方参政権・公務員就任権・社会保障 国籍条項の撤廃・公的社会参画の促進

報告書は、第66段落において、公務就任における日本国籍要件について記述しています。この問題に関連して私たちは、政府総務省が、国家公務員については国籍要件を保持する見解を変えておらず、地方公務員については自治体裁量としつつも、とくに管理職、公権力を有する職への登用をよしとしていないという問題を補足的に指摘させていただきます。その見解のために、地方公務員の就任およびその後の管理職登用には、いまだに多くの地方自治体において日本国籍要件が存在し、最高裁判所もそれを容認する判断を示しているのです。

また、特別報告者が第86段落で述べるように、国の機関において、マイノリティが政治的に代表されることが確保されるべきであります。現在の国籍条項によって、外国籍の人びとが参政権を持つことは不可能な状態にあります。私たちは、報告書が、外国籍の人びとの参政権の問題を盛り込むことができればなお良かったと考えています。とくに永住外国人の地方参政権付与は、最高裁判所の判決(1995年)によっても憲法上許容されていると述べられているにもかかわらず、立法府が責任ある行動を取っていないために実現されていないのです。

また、第91段落において勧告がなされている無年金在日コリアンの救済措置については、無年金在日コリアン高齢者の子ども世代である、現在43歳以上の無年金障害者の問題も盛り込むことができればなお良かったと考えています。1982年1月1日の国籍条項撤廃時にすでに20歳をこえていた障害者の外国籍者は、日本人の障害者に支給されている年金の給付を受けることができていません。国籍条項撤廃時、日本政府が、法の狭間に落ちる人びとに救済措置をとらなかったことが原因です。また、2004年に制定された特別障害者特別給付金法によって、任意加入時代に未加入のまま障害を負った日本人学生(約2万人)と日本人主婦(約4000人)には福祉的措置がとられましたが、在日無年金障害者(約5000人)は対象とされず、20年以上放置され続けています。無年金高齢者のほとんどが在日コリアン1世で、無年金障害者のほとんどが在日コリアン2世です。当時は健康保険に加入できなかったため、子どもが病気にかかっても十分な治療を受けさせることができずに障害を負ったケースもあります。1家族のなかで、高齢の親が無年金で、その子どもである障害者夫婦も無年金で、さらに子どもたちを扶養しなければならないという非常に苦しい生活を強いられている、無年金在日コリアン高齢者、障害者が何万人といます。短期留学の外国人障害者にも支給している障害基礎年金を、日本で生まれ育ち、納税等の義務を果たしている在日コリアンには支給しないことに、差別以外の理由が見当たりません。

私たちは、外国人、とくに植民地支配の結果日本に生活するようになり日本に生活の本拠を有するコリアンの、参政権や公務就任権、社会保障における日本国籍要件の問題を克服することは、外国人の公的社会参画の基盤をつくることであり、また差別を克服するためにも必要な措置であると考えています。その文脈において、日本政府が、「マイノリティの政治的代表的確保」について勧告する第 86 段落、また、「無年金在日コリアンの救済措置」について勧告する第 91 段落の本質を正しく理解して履行することで、国籍条項を理由としたあらゆる差別・公的社会参画の障壁を撤廃していく方向性を導くことができると信じております。

歴史教科書の見直し

私たちは、第 82 段落が、マイノリティの歴史や日本の侵略戦争と植民地支配下における「慰安婦」をはじめとした加害の歴史の正確な認識を広めるための手段として、歴史教科書の見直しを勧告していることを、画期的なものと捉え歓迎します。日本においては教科書内容への強力な統制が国家レベルで行なわれています。とりわけ歴史教科書において政府見解と異なる記述に対して政府が書き換えを要求してきたことは、多くの人びとによく知られた事実です。私たちは、勧告されている内容を正しく反映した教科書が学校で広く使用され、教育現場において過去の戦争犯罪や植民地支配、「見えなくされてきたり」「存在をきちんと知らされてこなかった」マイノリティの歴史が正確に教えられるよう保障することを切望しています。

私たちは、特別報告者が「学校教科書の内容の決定において、国レベルでの説明責任が何ら果たされていない」との懸念を示している箇所に関連して、以下のことを付け加えたいと思います。すなわち、第 82 段落の勧告に示された内容上の要件を学習指導要領に盛り込むよう保障するだけが政府の責任ではないということです。私たちは、現在、教育委員会や自治体首長のみによってなされている教科書の採択に関する意思決定において、教員や地域社会の意見が反映されるよう民主化することも、重要であると考えています。

差別禁止法の制定

報告書は、第 76 段落で、差別を禁止する国内法の採択を勧告しており、私たちは、この勧告を高く評価します。しかし同時に、第 11 段落や第 34 段落における特別報告者の分析については、人種差別を禁止する憲法 14 条には裁判規範性があり、民法上の不法行為などの一般条項による救済可能性や、国家公務員法や地方公務員法、労働基準法、職業安定法、生活保護法、教育基本法などに人種差別禁止が定められているとの批判がなされることを心配しています。

この文脈において私たちは、既存の法的枠組みでは、人種差別・人種主義・外国人嫌悪の問題を解決し、被害個人や集団の救済および加害者の処罰が極めて不十分だったという事実を、あらためて強く訴えます。そして私たちは、その状況を克服するためには、第 76 段落が勧告する包括的な差別禁止法の採択こそが必要条件であり、したがって、その勧告を導く第 11 段落や第 34 段落の分析は正当であることをお伝えします。

マイノリティ女性に対する複合差別

私たちは、報告書の第 42 段落で、部落の女性が二重の差別を受けていること、また第 47 段落

で、アイヌ民族女性の状況についての記述がなされ、そして第 96 段落で「マイノリティ集団内における女性の権利の保障」が勧告されたことを、高く評価しています。私たちは、複合的な差別の実態を把握することによって、社会をマジョリティとマイノリティに単純二分化するのではなく、差別を生み出す根本的な構造に向き合うことができると信じています。その文脈において私たちは、報告書に取り上げられたすべての集団がこの勧告を受け止めるべきであり、また、どのような具体的行動を取ることが可能なのかについて、集団の垣根を越えた検討がなされることが重要であると認識しています。

私たちは、特別報告者が、報告書の相当な部分を、マイノリティ当事者やその関係団体、ならびに差別の撤廃のために活動する NGO に対して行なった対面調査において提供された情報に基づいて作成されたことに対し、深い感謝の意を表明いたします。また、報告書の正誤表を作成・提出されたことについて、私たちは、特別報告者がフォローアップを重視する姿勢の表明と捉え、これを高く評価し歓迎するものです。私たちは、特別報告者に提供した数々の情報のなかに不正確なものがあつたり、一部地域の現状を説明するものであるにもかかわらず国内全般の状況と理解されたりした部分があることに関して、その責任を引き受けます。そして、それらの不正確な情報について謝罪する一方で、私たちは、人種主義的な人びとが攻撃するであろういくつかの段落のみをもってして、報告書の全般的分析や結論においては言うに及ばず、実際に不正確な点を含む特定段落の正確な解釈が、いかようにも影響を受けるものではないことを強調しておきたいと思えます。関連して、私たちは、報告書の記述を細部まで吟味し、個々の段落の内容がより広い対象に理解されやすいものとするために、必要な部分については補足の説明を付すなどの努力をしています。

私たちはまた、報告書が「差別を受けている集団は、[中略] 相互連帯の精神で行動し、おたがいの主張を支持し合うべきである」との勧告で締めくくられていることを注視します。現在の日本における多文化主義の危機や排外主義的の蔓延、そしてその結果としての民主主義の機能不全を考慮すると、この勧告は、私たち自身がそれらの問題を克服するためのきっかけを与えてくれているように思います。歴史的に周縁化・不可視化されてきたマイノリティ集団の存在と歴史、現状に対する相互理解を、あるマイノリティ集団内で、異なるマイノリティ集団間で、そしてマイノリティとマイノリティ以外の人びとの間で深め、問題意識を共有する広範な連携を構築することは、報告書を単にいわゆる「外圧」として利用するのではなく、人種主義・人種差別・外国人嫌悪・植民地主義などを克服していくための、民衆による内発的な力を作ることにつながるでしょう。そのことは、私たち自身が、報告書の勧告を具現化し、また報告書の意義と価値を行動で示すことにもなると信じています。

そう考えて私たちは、広範な課題に取り組むマイノリティ当事者団体と人種主義・人種差別・外国人嫌悪・植民地主義などの問題に取り組む NGO による共同声明を発表し、報告書の意義と価値を日本内外に示し、報告書の宣伝・普及と勧告の履行を各界に呼びかけ、また、広範な連携に参加するよう呼びかけています。

この点に関連して、私たちは特別報告者に、日本の人種主義・人種差別・外国人嫌悪などに関する報告書の分析に感謝するだけでなく、報告書の分析の内容や論評をさらに深めるべく、日本の人

種主義・人種差別・外国人嫌悪に関する「白書」の作成を検討していることをお伝えいたします。その「白書」において私たちは、情報の不足あるいは字数制限のために報告書に盛り込まれなかった事項についても取り上げる予定です。そのような取り組みは、けっして報告書の深い識見に対する評価を損ねるものではなく、むしろ、特別報告者による価値ある勧告と、日本における人種主義、人種差別、外国人嫌悪などの複雑な本質への深い識見と分析に対する心からの支持を表明するものとなるでしょう。

私たちは、日本公式訪問を締めくくる記者会見で、特別報告者が述べた「報告書はゴールではない。それをきっかけにして日本が多文化主義に向かうよう支援したい。それが究極の目的である」とのコメントを鮮やかに想起します。その「目的」を達成するためにも、特別報告者の継続的なご支援とご指導をお願いし、私たちを含む日本のさまざまな主体が、特別報告者を含む国連との連携を今後より強めることができることを切に願いつつ、この公開書簡を締めくくります。

77 団体による共同署名（2006年10月31日現在）

この「NGO 共同公開書簡」への署名団体を募っています。以下にご記入の上、集約先に送付ください。

団体名 日本語 _____
英語 _____

（団体名以外は公表いたしません）

連絡担当者名 _____

連絡先住所 〒 _____

電話 _____ - _____ - _____ ファックス _____ - _____ - _____

E-mail _____ @ _____

集約先：反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11
Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462 Email: imadrjc@imadr.org

ディエン特別報告者への共同公開書簡：「日本への公式訪問」報告書について

署名団体

(2006年10月31日現在・77団体・50音順)

ARC (Action for the Rights of Children)

I 女性会議

アイヌ資料情報室

アイヌの女の会

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」

アジア女性資料センター

アプロ女性実態調査プロジェクト

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
移住労働者と連帯する全国ネットワーク

インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク (INDI)

うさちゃん騎士団 SC

ウトロを守る会

「枝川裁判」支援連絡会

江戸川ユニオン日本語教室

海老名解放教育研究協議会

沖縄市民情報センター

外国人人権法連絡会

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会
(外キ協)

(財)解放教育研究所

社団法人 神奈川人権センター

かながわみんとうれん

特定非営利活動法人 監獄人権センター

旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を支える全国連絡会

共住懇 (外国人と共に住む新宿区まちづくり懇談会)

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

NPO 法人 京都コリアン生活センターエルファ

国賠ネットワーク

子どもと教科書全国ネット 21

特定非営利活動法人 コリア NGO センター

「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会

在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会

在日外国人の年金差別をなくす会

在日韓国人問題研究所 (RAIK)

在日韓国・朝鮮人高齢者の年金裁判を支える会京都

在日韓国民主女性会

在日コリアン青年連合 (KEY)

「在日」女性の集まり「ミリネ」

在日朝鮮人・人権セミナー

在日無年金問題関東ネットワーク

在日本朝鮮人人権協会

狭山事件を考える青森県住民の会

市民外交センター

ジュゴン保護基金委員会

障害年金の国籍条項を撤廃させる会

特定非営利活動法人 人権センターとちぎ

人材育成技術研究所

すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西

ネットワーク (RINK)

世界人権宣言大阪連絡会議

CCS 世界の子どもと手をつなぐ学生の会

全国大学同和教育研究協議会

全国同和教育研究協議会

先住民族の10年市民連絡会

先住民族の権利ネットワーク

全統一労働組合

NPO 法人 多民族共生人権教育センター

中国帰国者の会

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議

日本カトリック正義と平和協議会

日本カトリック難民移住移動者委員会

日本カトリック部落問題委員会

日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会

年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会

反差別国際運動

反差別国際運動日本委員会

(財)反差別・人権研究所みえ

反差別ネットワーク人権研究会

ピースポート

ピープルフォーソーシャルチェンジ

フォーラム平和・人権・環境

社団法人 部落解放・人権研究所

部落解放同盟中央本部

社団法人 北海道ウタリ協会

民族差別と闘う大阪連絡協議会

ヤイユーカラの森

琉球弧の先住民族会 (AIPR)

レラの会

和歌山市子ども会連絡協議会